

～群馬県最低賃金が改正されました～

必ずチェック最低賃金 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金は

時間額 **737円**

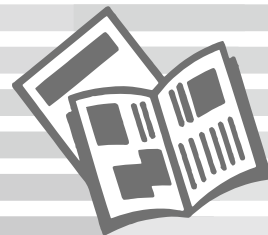
平成27年10月8日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-210-5005）

又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL：<http://gunma-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>

TOPICS



### 平成26年10月1日以降開始の事業年度から税率が変わります

「地方法人税法」「地方税法の一部を改正する法律」等により、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、国、県、市町村について、下記の税率が適用されます。 ※協同組合等に関する税率を掲載

国 税	
■法人税（上記による変更はなし）	■地方法人税（新設） ・法人税額の4.4%

県 税	
■事業税（変更） ・年400万円以下の所得 2.7% → 3.4% ・年400万円を超える所得 3.6% → 4.6%	■県民税の法人税割額（変更） ・出資金が1億円以下 法人税額の5.0% → 3.2% ・出資金が1億円超 法人税額の5.8% → 4.0%
■地方法人特別税（変更） ・事業税の81% → 43.2%	■県民税の均等割額 （上記による変更はなし）

市 町 村 税	
■法人税割額（変更） 制限税率 法人税額の14.7% → 12.1% 標準税率 法人税額の12.3% → 9.7%	■均等割額（上記による変更はなし）

働き方を変えよう。  
休み方を変えよう。  
生きがいを楽しもう。



**+1**

ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

**10月は年次有給休暇  
取得促進期間です。**

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

# 効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

**+1**

ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のために、  
「プラスワン休暇」で  
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に  
年次有給休暇を組み合わせ、  
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 + 10	
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 + 26		27	28	29	30	31

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

## 事業場での具体的な取組の一例

### 年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

### 労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)\*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 \*就労条件総合調査

### 1. 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

**従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

### 2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日

5日

事業主が計画的に付与できる

従業員が自由に取得できる

15日

事業主が計画的に付与できる

5日

従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。